

## 宮津市廃棄物減量等推進審議会 次第

日時：令和4年6月6日(月)

午前10時00分から

場所：宮津市福祉・教育総合プラザ

第1コミュニテールーム

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委員委嘱

4 会長、副会長の選出

5 諮 問

6 資源循環検討部会及びし尿手数料検討部会の設置

7 議 事

(1) ごみの減量・資源化促進事業～資源循環型社会への転換～について

- ・宮津市資源循環型社会推進条例(仮称)の制定について
- ・資源循環型社会推進条例(仮称)制定後に策定する実施計画について
- ・宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

(2) 意見交換

(3) その他

8 閉 会

## 【配布資料】

- 1 ごみの減量・資源化促進事業～資源循環型社会への転換～について
- 2 宮津市一般廃棄物処理状況
- 3 令和2年度 水洗化（普及）人口・世帯数の内訳・市町村別汚水処理人口普及率  
(令和2年度末)
- 4 宮津市資源循環型社会推進条例（仮称）の制定について
- 5 第4次循環型社会形成推進基本計画の概要
- 6 プラスチック資源循環戦略（概要）
- 7 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要
- 8 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例
- 9 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則
- 10 第7次宮津市総合計画概要版
- 11 宮津市環境基本計画概要版

## 宮津市廃棄物減量等推進審議会委員名簿(任期 R4.6.6～R6.6.5)

(敬称略)

団体名等	委員氏名	団体での職名等	備 考
宮津市自治連合協議会	瀬戸 享明	副会長	
〃	八尋 慈教	副会長	
宮津市地域女性の会	黒岡 芳子	会長	
〃	中西 幸子	副会長	
社会福祉法人成相山青嵐荘	矢野 順子	特別養護老人ホーム青嵐荘 施設長	
社会福祉法人北星会	笠井 裕代	特別養護老人ホーム天橋の郷 施設長	
大和リゾート株式会社 Hotel & Resorts KYOTO-MIYAZU	古橋 由季	営業部 フロント担当 課長	
ハーベスト株式会社 宮津工場	小畑 晴美	工場長	
株式会社にしがき	松田 高正	スーパー事業部 営業次長	
宮津商工会議所	谷口 政史	副会頭	
宮津商工会議所女性会	小谷 美穂	副会長	
一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 天橋立地域本部	幾世 健史	天橋立観光協会 副会長	
宮津天橋立観光旅館協同組合	小西 均	理事	
京都府立大学	山川 肇	生命環境科学研究科 環境科学専攻 教授	
福知山公立大学	谷口 知弘	地域経営学部 地域経営学科 教授	

### オブザーバー

団体名等	氏 名	団体での職名等	備 考
株式会社 J E P L A N	岩崎 靖之	営業業務課 エキスパート	
京都府丹後保健所	片山 禎彦	技術次長兼環境衛生課長	
宮津与謝環境組合	居村 真	事務局長	

### 宮津市（審議会事務局）

役 職	氏 名	備 考
宮津市長	城崎 雅文	
宮津市副市長	今井 真二	
宮津市市民環境部長	山根 洋行	審議会事務局
宮津市市民環境部市民環境課長	廣瀬 政夫	審議会事務局
宮津市市民環境部市民環境課環境衛生係長	山本 隆教	審議会事務局
宮津市市民環境部市民環境課環境衛生係主査	井上 一希	審議会事務局

## 宮津市廃棄物減量等推進審議会 資源循環検討部会 委員名簿

(敬称略)

団体名等	委員氏名	団体での職名等	備考
宮津市自治連合協議会	瀬戸 享明	副会長	
宮津市地域女性の会	黒岡 芳子	会長	
社会福祉法人北星会	笠井 裕代	特別養護老人ホーム天橋の郷 施設長	
大和リゾート株式会社 Hotel & Resorts KYOTO-MIYAZU	古橋 由季	営業部 フロント担当 課長	
ハーベスト株式会社 宮津工場	小畑 晴美	工場長	
株式会社にしがき	松田 高正	スーパー事業部 営業次長	
宮津商工会議所女性会	小谷 美穂	副会長	
一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 天橋立地域本部	幾世 健史	天橋立観光協会 副会長	
宮津天橋立観光旅館協同組合	小西 均	理事	
京都府立大学	山川 肇	生命環境科学研究科 環境科学専攻 教授	

### オブザーバー

団体名等	氏名	団体での職名等	備考
株式会社 J E P L A N	岩崎 靖之	営業業務課 エキスパート	
京都府丹後保健所	片山 禎彦	技術次長兼環境衛生課長	
宮津与謝環境組合	居村 真	事務局長	

**宮津市廃棄物減量等推進審議会 し尿手数料検討部会 委員名簿**

(敬称略)

団体名等	委員氏名	団体での職名等	備考
宮津市自治連合協議会	八尋 慈教	副会長	
宮津市地域女性の会	中西 幸子	副会長	
社会福祉法人成相山青嵐荘	矢野 順子	特別養護老人ホーム青嵐荘 施設長	
宮津商工会議所	谷口 政史	副会頭	
京都府立大学	山川 肇	生命環境科学研究科 環境科学専攻 教授	
福知山公立大学	谷口 知弘	地域経営学部 地域経営学科 教授	

オブザーバー

団体名等	氏名	団体での職名等	備考
京都府丹後保健所	片山 禎彦	技術次長兼環境衛生課長	

# R4年度 ごみの減量・資源化促進事業～資源循環型社会への転換～



## 【背景・経緯】

- R2.6 2050までにCo2排出量の実質ゼロを宣言
- R3.5 第7次宮津市総合計画策定
- R3.10 宮津市環境基本計画策定
- R3.10 気候非常事態宣言（与謝野町との共同宣言）

## 【R4年度の審議の内容】

- 資源循環型社会推進条例(仮称)の制定について
- 資源循環型社会推進条例(仮称)制定後に策定する実施計画について
- 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
  - ・ごみ減量化について(可燃ごみ(生ごみ)現状調査資源化研究、食品ロスの削減等)
  - ・大型ごみ収集運搬について
  - ・し尿くみ取り手数料について

## 【目的・目標】

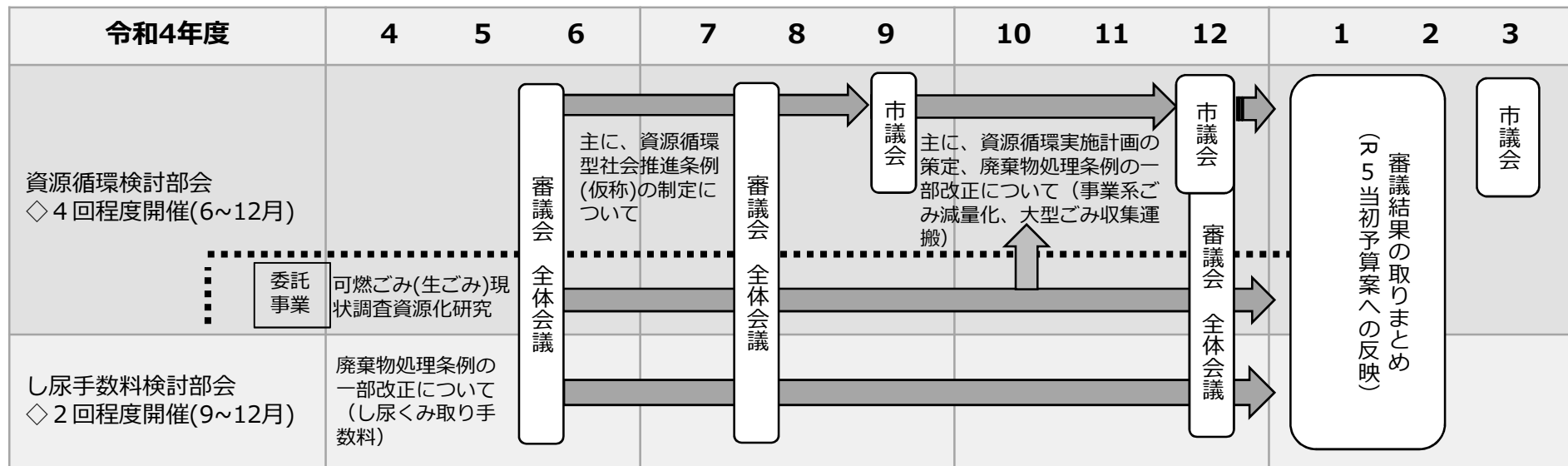
気候変動が地球規模で様々な弊害をもたらす中、「2050までのCo2排出量実質ゼロ宣言」、「気候非常事態宣言」を表明した本市として、市民とともにSDGsの取組、特に環境の取組を加速し、持続可能な資源循環型社会への転換を図る。

- 第7次宮津市総合計画
  - 《③安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり》
- 宮津市環境基本計画
  - 《③ごみの減量資源化 ⑤環境の担い手育成》

## 【予算額(R4年度当初予算)】

- ・宮津市廃棄物減量等推進審議会の設置 1,238千円
- ・可燃ごみ(生ごみ)現状調査資源化研究 2,500千円(委託事業)
- ・ITサービス活用したリユース事業研究 ゼロ予算

【宮津市廃棄物減量等推進審議会（資源循環検討部会・し尿手数料検討部会）の審議内容など】



# 宮津市資源循環型社会推進条例(仮称)の制定について (案)

## 【近年の状況】

海洋プラスチックごみ問題・気候変動問題・諸外国の廃棄物輸入規制強化などへの対応を契機として、

2018年6月「第4次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定

2019年5月「プラスチック資源循環戦略」策定（ワンウェイプラスチック製容器包製品の使用・削減、レジ袋有料化義務化）

2021年6月「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」成立（別添資料）➡2022年4月施行

## 【資源循環型社会推進条例(仮称)の骨子(案)】

### (目的)

本市における**プラスチックをはじめとした循環型社会**の形成について、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境、経済、社会を横断的に捉える資源循環に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、持続可能な社会を目指すことを目的とする。

(責務) 市、事業者、市民の責務

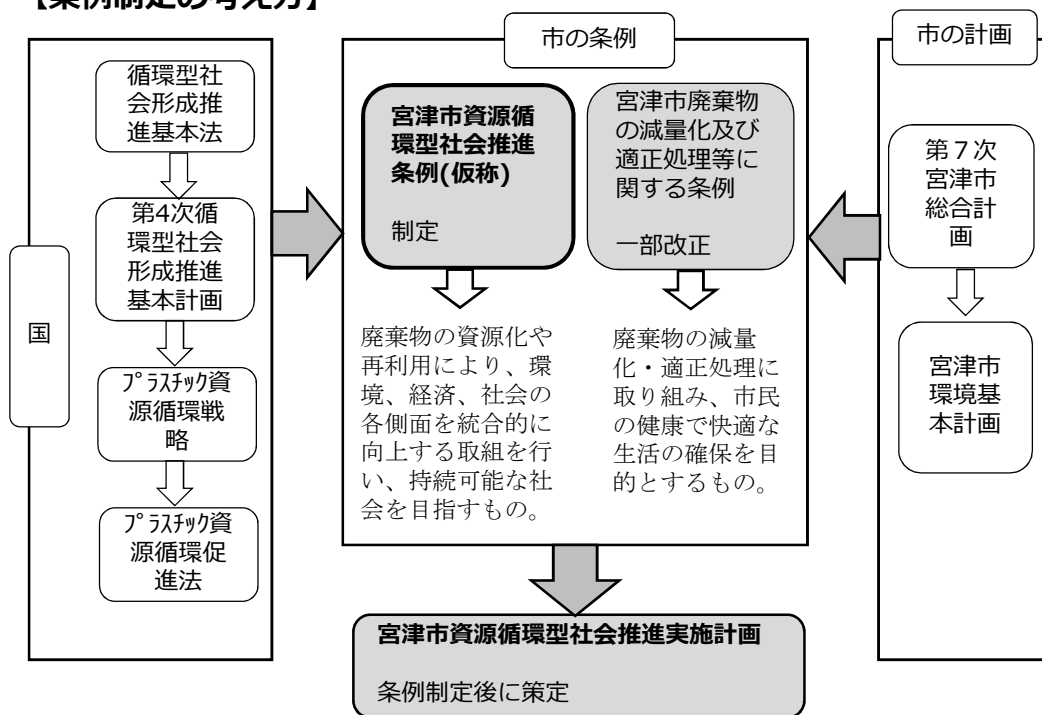
(連携) 宮津与謝環境組合、近隣市町、協力企業との連携

(実施計画) 実施計画の策定

### (基本的な施策)

- 原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制、
- 循環資源の効果的な利用、○環境学習の提供、
- 市民・事業者への普及と啓発、
- 推進体制の整備

## 【条例制定の考え方】



### 【関係法令】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(S45年法律第137号)
- 資源の有効な利用の促進に関する法律(H3年法律第48号。※H12改称)
- 環境基本法(H5年法律第91号)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(H7年法律第112号)
- 循環型社会形成推進基本法(H12年法律第110号)
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(H12年法律第116号)
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(R3年法律第60号) など

## 宮津市一般廃棄物処理状況

(京都府一般廃棄物処理状況調査より抜粋)

年度	宮津市 処理人口 [人]	宮津市ごみ排出量			1人1日当り排出量					市町村等 資源化量 [t]	リサイク ル率
		生活系ご み排出量 [t]	事業系ご み排出量 [t]		宮津市 [g/人/日]	与謝野町 [g/人/日]	京都市 [g/人/日]	宇治市 [g/人/日]	府全体 [g/人/日]		
H26	19,530	4,391	3,549	7,940	1,114	828	889	712	842	1,332	27
H27	19,170	4,338	3,164	7,502	1,069	874	845	708	815	1,296	27
H28	18,837	4,154	3,305	7,459	1,085	835	803	694	783	775	20
H29	18,378	4,006	2,909	6,915	1,031	885	799	681	782	1,190	26
H30	17,909	3,938	3,442	7,380	1,129	854	794	688	779	756	20
R1	17,592	4,197	4,627	8,824	1,370	918	795	688	780	1,270	22
R2	17,213	5,715	702	6,417	1,021	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定
R3	16,958	5,520	845	6,365	1,028	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定

※令和2年度から宮津与謝クリーンセンターの稼働に伴い、生活系・事業系ごみの集計方法を一部変更しています。

## 宮津市 種類別ごみ排出量

		燃やすごみ		燃やさないごみ		大型ごみ		資源ごみ		有害ごみ		合計	
		生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系
R2	排出量(t)	4,643		912		200		648		14		6,417	
		3,952	691	905	7	196	4	647	1	14	0	5,714	703
	割合	61.6%	10.8%	14.1%	0.1%	3.1%	0.1%	10.1%	0.0%	0.2%	0.0%	89.0%	11.0%
R3	排出量(t)	4,656		894		157		646		12		6,365	
		3822	834	887	7	153	4	646	0	12	0	5,520	845
	割合	59.6%	13.0%	13.8%	0.1%	2.4%	0.1%	10.1%	0.0%	0.2%	0.0%	86.0%	13.2%



総人口	17213	16958
収集ごみ（家庭系）	5713	5521
燃やすごみ	3952	3822
燃やさないごみ	905	887
大型ごみ	195	153
資源ごみ	647	646
有害ごみ	14	13
直接搬入ごみ（事業系）	702	845
燃やすごみ	691	834
燃やさないごみ	7	7
大型ごみ	4	4
資源ごみ	0	0
有害ごみ	0	0
合計	6415	6366
燃やすごみ	4643	4656
燃やさないごみ	912	894
大型ごみ	199	157
資源ごみ	647	646
有害ごみ	14	13

# 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

## 持続可能な社会づくりとの統合的な取組

- ✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
- ✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上

### 地域循環共生圏形成による地域活性化

- ✓ 地域の資源生産性向上
- ✓ 生物多様性の確保
- ✓ 低炭素化
- ✓ 地域の活性化
- ✓ 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり

### ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

- ✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」

### 適正処理の推進と環境再生

- ✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備）
- ✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等）
- ✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生

### 災害廃棄物処理体制の構築

- ✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化）

### 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開

- ✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界

## 循環分野における基盤整備

- ✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成
- ✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会

## 2000年度 2015年度 2025年度目標

	2000年度	2015年度	2025年度目標	
資源生産性（万円/トン）	24	38	<b>49</b>	（+102%）
入口側の循環利用率（%）	10	16	<b>18</b>	（+8ポイント）
出口側の循環利用率（%）	36	44	<b>47</b>	（+11ポイント）
最終処分量（百万トン）	57	14	<b>13</b>	（▲77%）

（ ）内は2000年度比

## 持続可能な社会づくりとの統合的な取組

- 地域循環共生圏の形成
- シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価
- 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用
- 廃棄物エネルギーの徹底活用
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進
- 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開

### 地域循環共生圏形成による地域活性化

- 地域循環共生圏の形成
  - ・ 課題の掘り起こし
  - ・ 実現可能性調査への支援
- コンパクトで強靱なまちづくり
- バイオマスの地域内での利活用

### ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

- 開発設計段階での省資源化等の普及促進
- シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価
- 素材別の取組等
  - ・ プラスチック戦略
  - ・ バイオマス
  - ・ 金属（都市鉱山の活用）
  - ・ 土石・建設材料
  - ・ 太陽光発電設備
  - ・ おむつリサイクル

### 適正処理の推進と環境再生

- 適正処理
  - ・ 安定的・効率的な処理体制
  - ・ 地域での新たな価値創出に資する処理施設
  - ・ 環境産業全体の健全化・振興
- 環境再生
  - ・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
  - ・ 空き家・空き店舗対策
- 東日本大震災からの環境再生

### 災害廃棄物処理体制の構築

- 自治体
  - ・ 災害廃棄物処理計画
  - ・ 国民へ情報発信、コミュニケーション
- 地域
  - ・ 地域ブロック協議会
  - ・ 共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催
- 全国
  - ・ D.Waste-Netの体制強化
  - ・ 災害時に拠点となる廃棄物処理施設
  - ・ IT等最新技術の活用

### 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開

- 国際資源循環
  - ・ 国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かして適正にリサイクル
  - ・ アジア・太平洋3 R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進
- 海外展開
  - ・ 我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開
  - ・ 災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援

## 循環分野における基盤整備

- 電子manifestoを含む情報の活用
- 技術開発等（廃棄物分野のIT活用）
- 人材育成、普及啓発等（Re-Styleキャンペーン）

将来像

目標値

国の取組

## 背景

- ◆ 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆ 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

## 重点戦略

### 基本原則：「3R + Renewable」

### 【マイルストーン】

リデュース等	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」)</li> <li>▶ 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進</li> </ul>	<p>＜リデュース＞</p> <p>① <b>2030年</b>までにワンウェイプラスチックを累積<b>25%</b>排出抑制</p> <p>＜リユース・リサイクル＞</p> <p>② <b>2025年</b>までにリユース・リサイクル可能なデザインに</p> <p>③ <b>2030年</b>までに容器包装の<b>6割</b>をリユース・リサイクル</p> <p>④ <b>2035年</b>までに使用済プラスチックを<b>100%</b>リユース・リサイクル等により、有効利用</p> <p>＜再生利用・バイオマスプラスチック＞</p> <p>⑤ <b>2030年</b>までに再生利用を<b>倍増</b></p> <p>⑥ <b>2030年</b>までにバイオマスプラスチックを<b>約200万トン</b>導入</p>
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル</li> <li>▶ 漁具等の陸域回収徹底</li> <li>▶ 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化</li> <li>▶ アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築</li> <li>▶ イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム</li> </ul>	
再生材 バイオプラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援）</li> <li>▶ 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等）</li> <li>▶ 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い</li> <li>▶ 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用</li> <li>▶ バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入</li> </ul>	
海洋プラス チック対策	<p>プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理</li> <li>▶ 海岸漂着物等の回収処理</li> <li>▶ 海洋ごみ実態把握（モニタリング手法の高度化）</li> <li>▶ マイクロプラスチック流出抑制対策（2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等）</li> <li>▶ 代替イノベーションの推進</li> </ul>	
国際展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開）</li> <li>▶ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）</li> </ul>	
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）</li> <li>▶ 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション）</li> <li>▶ 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策）</li> <li>▶ 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）</li> <li>▶ 資源循環関連産業の振興</li> <li>▶ 情報基盤（ESG投資、エシカル消費）</li> <li>▶ 海外展開基盤</li> </ul>	

- ◆ アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、**経済成長**や**雇用創出** ⇒ **持続可能な発展**に貢献
- ◆ **国民各界各層との連携協働**を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、**必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進**

# プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

## ■ 背景

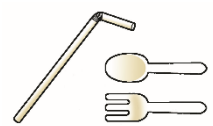
- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

## ■ 主な措置内容

### 1. 基本方針の策定

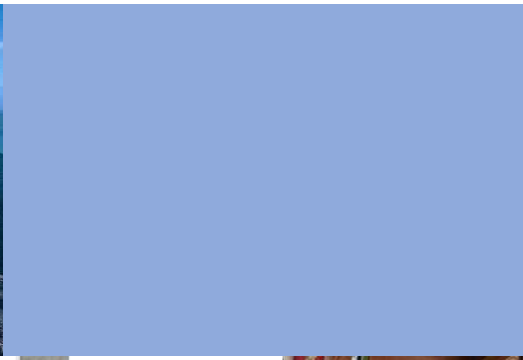
- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
  - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
  - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
  - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

### 2. 個別の措置事項

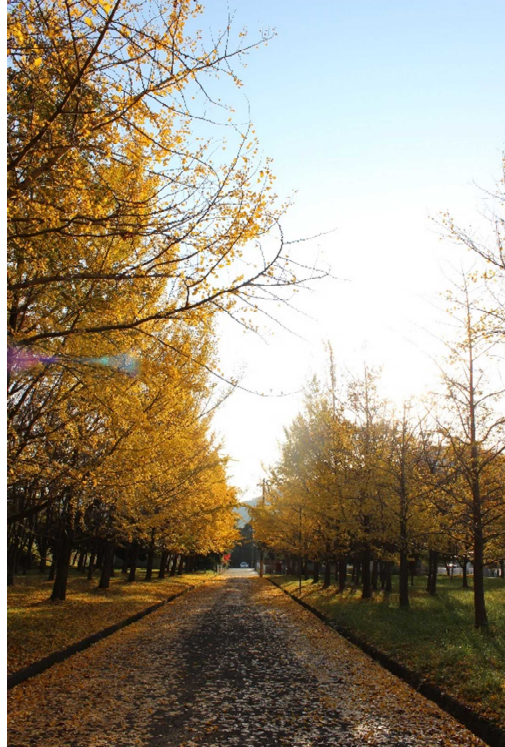
設計・製造	<b>【環境配慮設計指針】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 製造事業者等が努めるべき<b>環境配慮設計に関する指針</b>を策定し、指針に適合した製品であることを<b>認定</b>する仕組みを設ける。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 認定製品を<b>国が率先して調達</b>する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての<b>設備への支援</b>を行う。</li></ul></li></ul>	 <p>&lt;付け替えボトル&gt;</p>	
販売・提供	<b>【使用の合理化】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき<b>判断基準</b>を策定する。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣の<b>指導・助言</b>、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への<b>勧告・公表・命令</b>を措置する。</li></ul></li></ul>	 <p>&lt;ワンウェイプラスチックの例&gt;</p>	
排出・回収・リサイクル	<b>【市区町村の分別収集・再商品化】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● プラスチック資源の分別収集を促進するため、<b>容リ法ルートを活用した再商品化</b>を可能にする。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による<b>選別、梱包等を省略</b>して再商品化事業者が実施することが可能に。</li></ul></li></ul>	<b>【製造・販売事業者等による自主回収】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 製造・販売事業者等が製品等を<b>自主回収・再資源化</b>する計画を作成する。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li></ul></li></ul>	<b>【排出事業者の排出抑制・再資源化】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき<b>判断基準</b>を策定する。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣の<b>指導・助言</b>、プラスチックを多く排出する事業者への<b>勧告・公表・命令</b>を措置する。</li></ul></li><li>● 排出事業者等が<b>再資源化計画</b>を作成する。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li></ul></li></ul>

▼：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

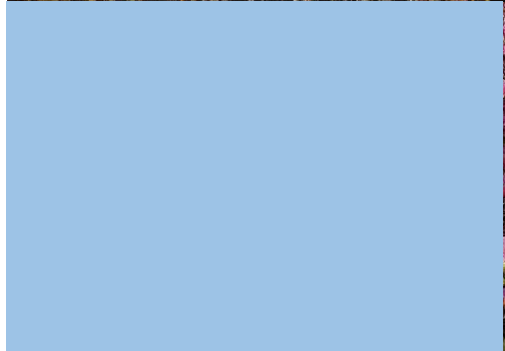
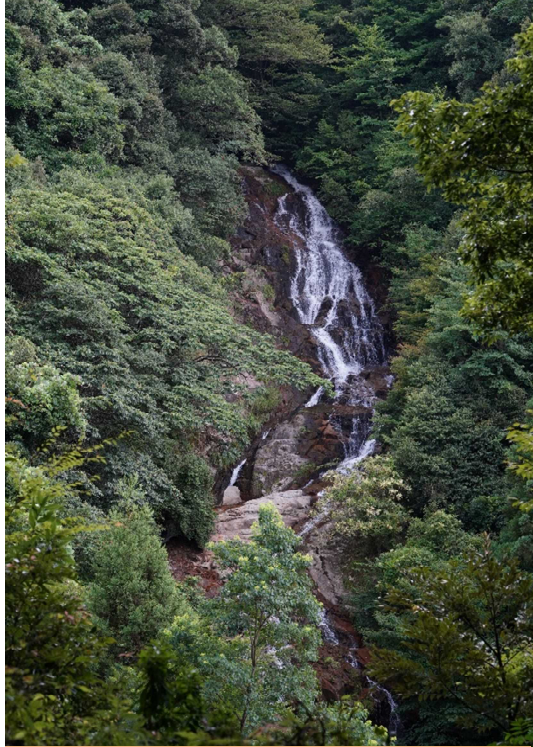
<施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>



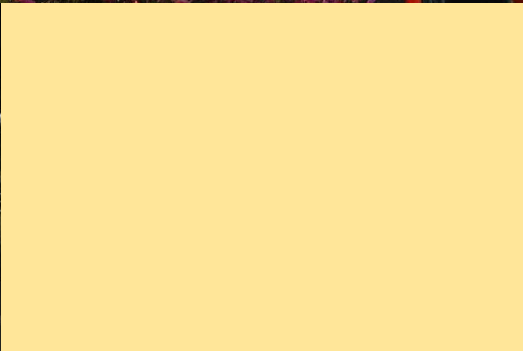
計画期間  
令和3年度  
～令和12年度



第7次  
宮津市  
総合計画



概要版



# 宮津市の 新しい総合計画が はじまります。



## 『共に創る みんなが活躍する 豊かなまち“みやづ”』へ

2030年に向けて、宮津市をどうしていくべきか。理想とする宮津市にするため、何を具体的にすべきか。市民一人ひとりが自分ごととして現実に向き合い意見交換を行ってきました。








これから10年のまちづくりの指針となる『第7次宮津市総合計画』では、行政と市民・事業者の皆さんが共に汗をかき、新しい価値を一緒に創り上げていく「共創（きょうそう）のまち」を将来像に掲げています。

この先の10年も、わがまちのシンボルである「天橋立」と共に豊かなまちに発展していく想いを込め、総合計画の全体像を、天に架ける橋のように、限りない未来に向けた「橋をつなごう」をキーワードにまとめました。

宮津市に住む人、関わる人、一人ひとりが、それぞれの希望に応じた役割や生きがいを持って活躍することができるまちづくりを進めていきましょう。



## 第7次宮津市総合計画 概要版 目次

 第7次宮津市総合計画の全体像 ～「橋をつなごう」をキーワードに～	・・・1～2
 第7次宮津市総合計画にこめた宮津市のまちづくりの形 ～目指す10年後の将来像～	・・・3
 2つの重点プロジェクト	・・・4～6
 5つのテーマ別戦略	・・・7～12
 将来像を実現するための5つの視点	・・・13～14
 エリア連携構想	・・・15
 おわりに -10年後に向けて始動-	・・・16

### 宮津市総合計画とは



宮津市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向け、長期的な展望により総合的かつ計画的なまちづくりのあり方を示す最上位の指針です。

第7次宮津市総合計画は、「将来構想」と「基本計画」で構成しています。

#### ◆将来構想(令和3年度～令和12年度)

「宮津市の目指す10年後の将来像」とまちづくりの基本的な方向性を示しています。

#### ◆基本計画(前期 令和3年度～令和7年度)(後期 令和8年度～令和12年度)

将来像の実現に向けて、特に重点的に取り組む「2つの重点プロジェクト」、施策分野別に対応方向や具体的方策を示した「5つのテーマ別戦略」などを示しています。

## 第7次宮津市総合計画の全体像 ～「橋をつなごう」をキーワードに～

10年後を想像してみてください。

どんな生活をして、どんな仕事をして、どんな趣味を楽しんでいますか？  
変わらない家族の顔が浮かびますか？それとも、新しい家族が増えていますか？

それぞれ答えは違っても、きっと皆さん、未来は言葉ではなく、絵で描くはず。  
だから、宮津が今後10年で目指すまちづくりをまとめた「第7次総合計画」を、  
1つの具体的なイメージで市民のみなさんに伝えたいと思います。

それは、「橋」のようなまちです。

共に創り、みんなが活躍する豊かなまち みやづ。

宮津から外へ、まちの魅力が広がり、外から宮津へと、新しい人が渡ってくる。  
お金だけでなく、文化も、知識も、経験も行き交うことで、豊かになっていく。

そして、その橋は、いつまでも強固で、子供から高齢者まで安心できる。

そんな日本に誇れる、橋のようなまちづくりを目指します。

もちろん、自治体だけでは、成し遂げることはできません。

きっと、宮津に関わるみんなが主人公になって、はじめて架かる橋。

さあ、天橋立があるまち 宮津、の先へ。共に一歩踏み出しませんか？

# 橋をつなごう





# 第7次宮津市総合計画の全体像

## 目指す10年後の将来像



共に創る みんなが活躍する 豊かなまち “みやづ”

これから10年、みんなが主人公となり、まるで橋のようなまちをつくっていく

### 2つの重点プロジェクト



若者が住みたい  
まちづくりプロジェクト

若者の住みたい気持ちをつくり、  
人を宮津に渡らせる



宮津の宝を育む  
チャレンジプロジェクト

人と物を育て、魅力を全国へと発信し、  
お金を渡らせる

### 5つのテーマ別戦略

経済をつなぐ



地域経済力が  
高まる  
まちづくり

人をつなぐ



住みたい、  
住み続けたい  
まちづくり

安心をつなぐ



安全・安心に  
生活でき、  
環境にやさしい  
まちづくり

未来をつなぐ



健康でいきいきと  
幸せに暮らせる  
まちづくり

文化をつなぐ



ふるさとを大切に  
学びを深める  
まちづくり

### 将来像実現にむけた5つの視点

市民協働



Society 5.0



SDGs



ウィズ/  
ポストコロナ



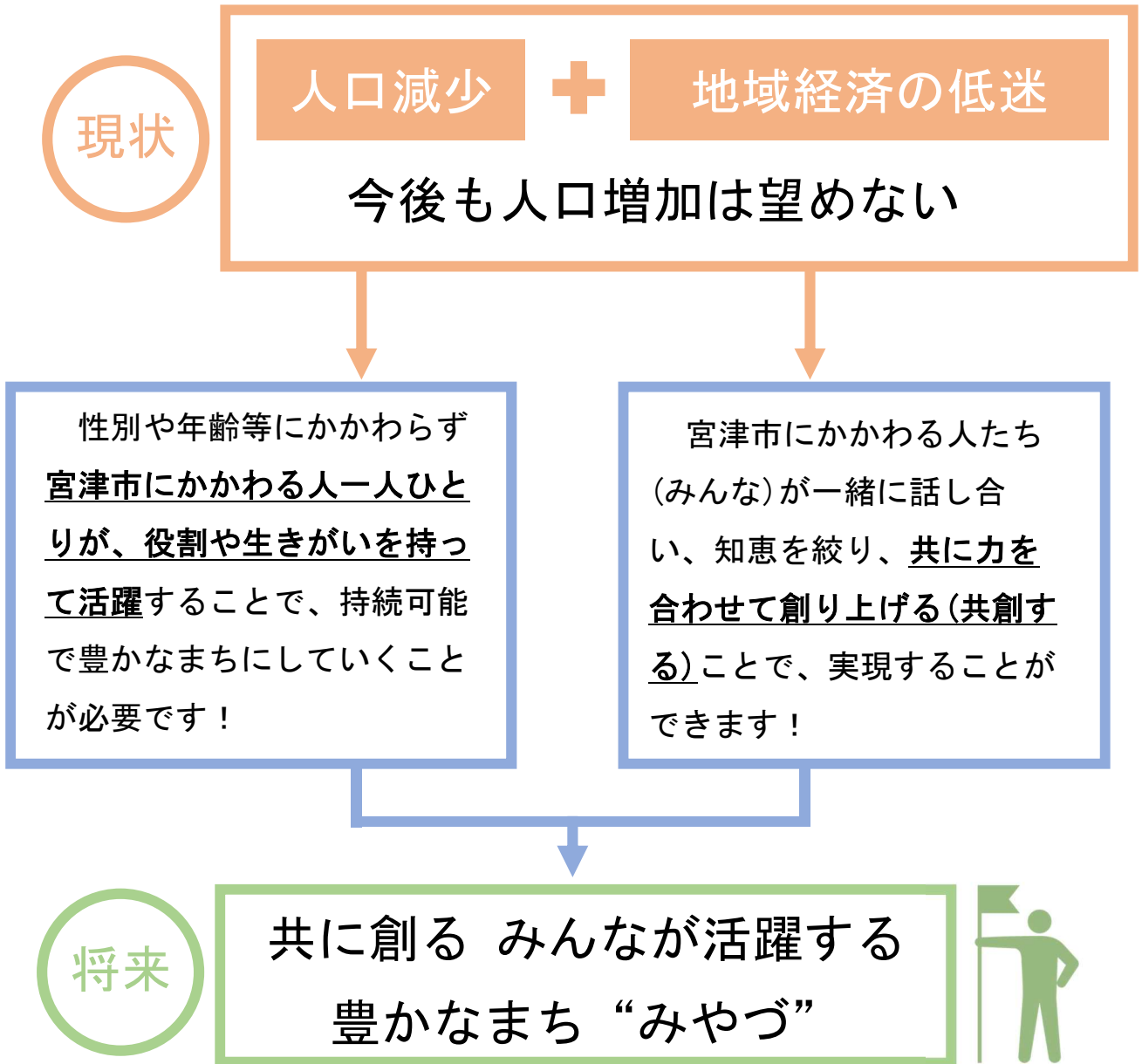
健全な  
行政運営



# 第7次宮津市 総合計画

## にこめた宮津市のまちづくりの形

～目指す10年後の将来像～



「豊かなまち」とは…

- 受け継がれた産業を守り、新たな価値を創造するまち
- 子育てしやすく、子どもたちの声が響く明るいまち
- 人と人とがつながり、住む人も関わる人も安心して心地よく暮らせるまち
- 自然や歴史・文化を守り「ふるさと宮津」に誇りや愛着を持つまち



2つの

「重点」

プロジェクト

---

将来像の実現に向けて、人口減少のスピードを緩やかにし、地域経済の活性化を図り、1人当たりの市民所得を増やしていくために、各種行政施策などを横断・連携して重点的に実施していきます。



# 1. 若者が住みたいまちづくりプロジェクト

## つなごう。

### 未来のみやづをつくる次の世代を

若者が宮津に住みたい、住み続けたいと思えるまち、子育てしやすいまちづくりを地域一体で進めます。



## 若者の住みたい気持ちをつくり、人を宮津に渡らせる

**宮津** に関心がある人  
住みたい人を増やします。

◆関係人口創出・拡大 ◆移住・定住促進



**宮津** に住みたい、住み続けたい  
と思える環境を整えます。

◆子育て支援 ◆男女共同参画・女性活躍  
◆学校教育 ◆地域コミュニティ  
◆市民協働



## 重点 2. 宮津の宝を育むチャレンジプロジェクト

# つながろう。

## 宮津の魅力とまだ見ぬ誰かを

地域で活躍する「人」の育成や地域の宝(ヒト・モノ・コト)を使ったビジネスへのチャレンジを応援します。



人と物を育て、魅力を全国へと発信し、お金を渡らせる

地域で活躍する「人」を育成します。

- ◆人財づくり
- ◆市民協働



「物」を使ったビジネスへの環境を整えます。

- ◆文化財保存・活用
- ◆観光振興
- ◆商工業振興
- ◆農林水産業振興
- ◆海の活用



地域の宝(ヒト・モノ・コト)を使ったビジネスへのチャレンジを応援し、お金を渡らせる



5 つの

「テーマ別」

戦略

---

将来像の実現に向けて、施策分野別に対応方向や具体の方策を示して、まちづくりを進めていきます。

# 1. 地域経済力が高まるまちづくり

## つなごう。

### このまちの産業と日本の経済を

1次・2次・3次のあらゆる産業が連携し、新産業の創出や新たな雇用の創出、生産性の向上など、地域経済力が高まるまちづくりを進めます。



あらゆる産業の連携



地域経済力の向上



## 施策分野

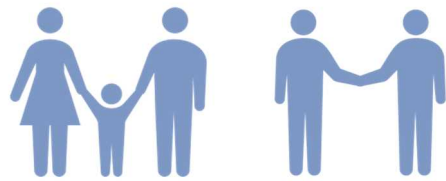
- ◆観光振興
- ◆商工業振興
- ◆農林水産業振興
- ◆海の活用
- ◆都市景観、景観まちづくり
- ◆社会基盤施設活用

## 2. 住みたい、住み続けたいまちづくり

つなごう。

このまちに携わるすべての人を

これからの時代に合った住みやすく多様なライフスタイルに適合した地域コミュニティづくりや子育て支援、定住促進策等により、市内外の人が「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくりを進めます。



地域コミュニティづくり、  
子育て支援など、定住促進策の推進



市内外の人が住みたい  
住み続けたいと思えるまちへ



### 施策分野

- ◆子育て支援
- ◆関係人口創出・拡大
- ◆移住・定住促進
- ◆空き家対策
- ◆男女共同参画・女性活躍
- ◆シティプロモーション
- ◆地域コミュニティ
- ◆市民協働



### 3. 安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり

# つなごう。

## どんな時も揺るがない安全・安心を

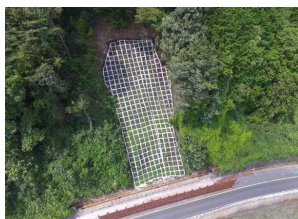


地域住民との協働による SDGs の推進

SDGs を推進し、持続可能な地域を目指して、自助・共助と公助の連携・協働等により、安心が実感でき、安全で快適に暮らせるまちづくりを進めます。



安全で快適に暮らせるまちへ



## 施策分野

- ◆社会基盤・防災減災
- ◆防犯・交通安全
- ◆環境
- ◆公共交通

## 4. 健康でいきいきと 幸せに暮らせるまちづくり

# つなごう。

### 10年後、20年後の健やかな暮らしを

市民一人ひとりが住み慣れた地域で健康に安心して生活することができるよう、自助・共助・公助により行政と地域住民が支え合い健康で安心していきいきと幸せに暮らせるまちづくりを進めます。



行政と地域住民の支えあい



健康でいきいきと幸せに暮らせるまちへ



## 施策分野

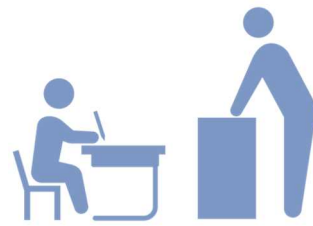
- ◆ 地域福祉
- ◆ 障害福祉
- ◆ 高齢者福祉
- ◆ 健康・医療
- ◆ 福祉医療人材育成

## 5. ふるさとを大切に 学びを深めるまちづくり

つながろう。

みんなの知識、経験、文化を

明日の宮津を担い、創る人づくりに向けて、就学前から10年間を見据えた、宮津ならではの小中一貫教育をはじめとした、「ふるさと宮津」に誇りと愛着を持って活躍するまちづくりを進めます。



子供から大人まで学びを深める



「ふるさと宮津」に誇りと愛着を



### 施策分野

- ◆社会教育 ◆学校教育 ◆文化・スポーツ振興
- ◆文化財保存・活用 ◆人権教育・啓発 ◆人財づくり

# 将来像実現に向けた 5 つの「視点」

---

次の5つの視点を重視した上で、将来像の実現に向けた具体的な方策を検討・実施していきます。

## 1. 市民協働

様々な分野で市民、各種団体、企業等と行政が協働のプラットフォームを設置し、それぞれが力を合わせ主体的に課題の解決やまちづくりに取り組んでいきます。

---

## 2. Society5.0

地域課題・社会課題の解決に向けて ICT 等の新たな技術の活用に積極的に取り組んでいきます。

---

### 3. SDGs (持続可能な開発目標)

国の示す SDGs の方向性に沿って、各種施策を総合的に講じていくとともに、官民連携した啓発活動の推進等により市民や事業者への SDGs の浸透を図ります。

---

### 4. ウィズ/ポストコロナ

新型コロナウイルス感染症拡大後(ポストコロナ)の社会の変化を危機(ピンチ)ではなくチャンスと捉え、経済や関係人口、移住・定住の促進等様々な分野において積極的に対応していきます。

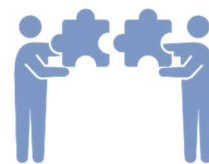
---

### 5. 健全な行政運営

中長期的に安定した行財政運営に向け、行財政運営指針や公共施設再編方針等に基づき、経営視点に立った効率的・有効的な行政運営を進めます。

---

# エリア「連携」構想



地域を維持・発展させていくためには、地域コミュニティや交通の維持等の様々な課題や地域振興策等について地域を越えた連携を図ることが必要となるため、令和3年度以降、地域の皆さんと一緒に話し合い、様々な課題の把握とその解決に向けた連携のあり方・方法等を構築、実施します！



## － 10年後に向けて始動 －

まちから外へ、外からまちへ。

すべてが活発に行き交い、そして暮らしを豊かに高め合う。

そんな橋のようなまちを、宮津はこれから10年で目指していきます。

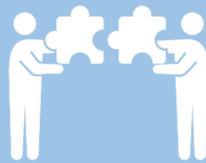
天橋立に負けない（はじない）くらい、魅力的でワクワクできるまちへ。

# さあ、10年後の未来に向けて、



## 共につながろう。

## 宮津という橋を。



第7次宮津市総合計画についての  
お問い合わせ先

宮津市企画財政部企画課  
企画政策係

TEL 0772-45-1664

FAX 0772-25-1691

宮津市総合計画のWeb サイト

[https://www.city.miyazu.kyoto.jp  
/life/8/45/191/](https://www.city.miyazu.kyoto.jp/life/8/45/191/)





# 宮津市環境基本計画 概要版

## 宮津市環境基本計画とは

令和2(2020)年10月に、国において、「2050年までに温室効果ガスの実質ゼロ」が宣言され、今後、エネルギー基本計画の見直しをはじめ、エネルギーに関わる制度や技術、経済などが大きく変革していく時代を迎えています。

本計画は、このような社会の動向、本市の実態、第7次宮津市総合計画を踏まえて、環境基本法、地球温暖化対策推進法に基づき、今後10年間の総合的な環境施策の方向性と方策を示すものです。

## 計画の期間

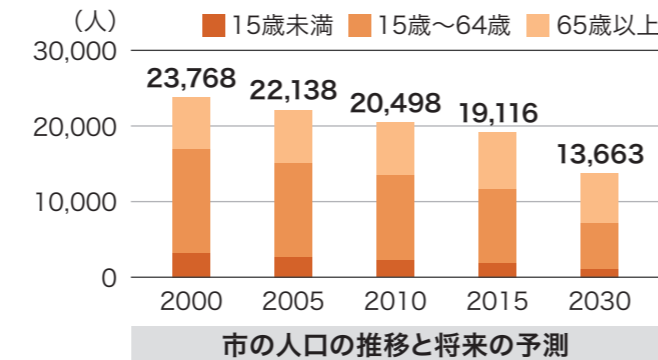
令和 3(2021)年度～令和12(2030)年度の10年間を計画期間とします。



## 宮津市の現状と課題

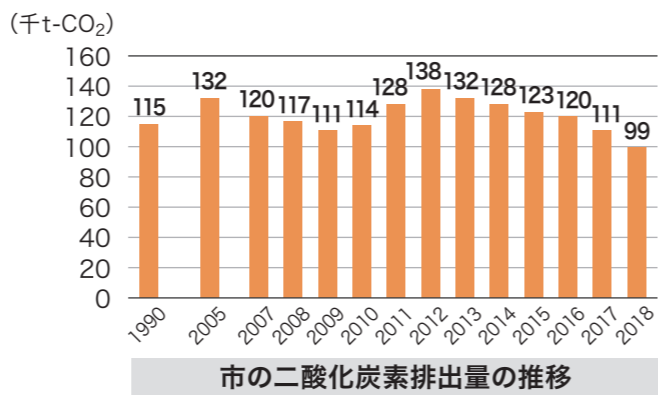
### 減少する市の人口

本市は少子高齢化とともに人口減少が進んでいます。このまま人口減少が進むと、地域経済の低迷や行政サービスの維持が難しくなるなどの問題が生じます。環境課題の解決策を立てるうえで、経済活動と一体となる視点や、地域経済へ波及効果をもたらす視点が必要です。



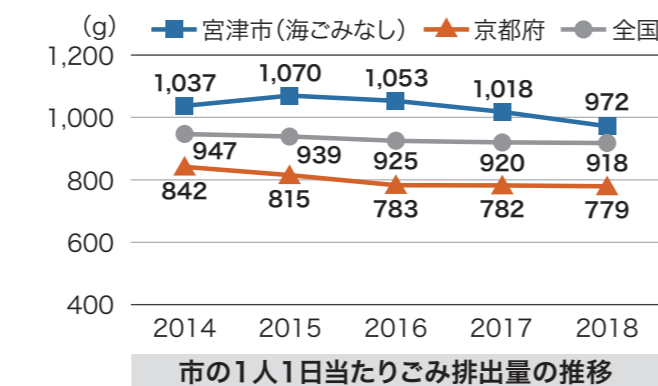
### 求められる二酸化炭素排出量の削減

市内の二酸化炭素排出量は、平成30(2018)年度時点で、平成2(1990)年度比13.5%減となっています。今後地球温暖化を1.5℃で止めるためには、世界全体の二酸化炭素排出量を令和12(2030)年までに平成22(2010)年度比45%削減し、令和32(2050)年前後には正味でゼロにする必要があるとされており、今後より一層の削減が必要です。



### 全国平均より高い1人1日当たりごみ排出量

本市の1人1日当たりごみ排出量は京都府、全国平均より高い数値となっています。本市の場合、年間約300万人が訪れる観光都市であり、事業系一般廃棄物の割合が高く、1人1日当たりごみ排出量を引き上げる主な要因となっています。



### 環境基準値を満たしていない海域の水質

本市海域の水質については、場所によって環境基準値を上回る結果となっています。特に、阿蘇海の水質については、野田川流入部、中央部、溝尻地先の3か所で測定を行っていますが、化学的酸素要求量(COD)、全窒素が環境基準を超過しています。

## 計画を進めていくうえでの視点

様々な社会課題や経済課題が見られる中で、環境に関わる様々な課題を解決して社会の成長につなげていくためには、SDGsの考え方を活用して、社会課題や経済課題の同時解決を目指す必要があります。このため、本計画は、第7次宮津市総合計画を踏まえるとともに、SDGsの目標達成を目指して推進することとします。

### 複数課題の統合的解決を目指す計画

単一の環境課題のみへの対応ではなく、地域の抱える課題を含めた、統合的な解決を目指すことで、環境、経済、社会の好循環を創出します。

### 制度、技術、経済などの変革期に対応した、柔軟性のある計画

国における「2050年までに温室効果ガスの実質ゼロ」宣言を受けたエネルギー基本計画の見直しをはじめとする、エネルギーに関わる制度や技術、経済などの急激な変革・伸展に対応できる、柔軟性を備えた計画構成・管理を行います。

### 市民、各種団体、企業などとともに進める計画

本計画は、行政だけでなく市民、各種団体、企業など地域を構成するあらゆる主体と一緒に話し合い、知恵を絞り、ともに力を合わせて進めていきます。

## 宮津市の環境の将来像

本計画は令和12(2030)年までを計画期間としていますが、「令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す」宣言なども踏まえ、長期的な視点で計画を推進します。

また、「人と地球の環境を守り育てるまち」を基本理念に掲げ、豊かな自然環境、良好な生活環境が守られるとともに、地球環境負荷の小さなまちを目指します。



## 人と地球の環境を守り育てるまち

**1 脱炭素社会が実現しています**

脱炭素社会の構築

**2 豊かな自然環境が守られています**

自然環境の保全

**3 資源循環を基調とした社会に転換しています**

ごみの減量・資源化

**4 良好な生活環境が守られています**

生活環境の保全

**5 一人ひとりが環境の未来を支える担い手として活躍しています**  
～環境の担い手育成～

持続可能な開発目標

SDGs

平成27(2015)年9月の第70回国連総会で、採択された目標です。誰ひとり取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までに国際社会が目指すべき17の目標が示されています。SDGsでは、17の目標は相互に関係するものとしており、複数の課題の統合的解決や、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指しています。



# 1 脱炭素社会が実現しています

令和32(2050)年温室効果ガスの排出量実質ゼロに向け、あらゆる主体が関わりながら、制度、技術及び経済の変革を進めていくことを念頭に、本計画では、令和12(2030)年までにその礎として、市民、事業者の意識に変革をもたらすことを目指し、脱炭素社会の構築を進めます。

## 再生可能エネルギーの利用促進

- 市民や企業等が再生可能エネルギー由来電力(構成比100%未満も含む)を利用するための情報提供や機会提供を行います。
- 体育館、学校など公共施設での再生可能エネルギー由来電力の導入を通じて、市民や企業等への効果的な普及啓発を進めます。

## 再生可能エネルギーによる発電施設の整備促進

- 地域経済の活性化に資するため、市域内の遊休地や再生可能エネルギー発電適地を活用し、市内企業の参画等を含めて、発電施設の誘致により、市域内での電源整備を促進します。

### 重要業績評価指標(KPI) /

項目 (抜粋)	二酸化炭素排出量 (年間)
基準年	平成25(2013)年 <b>132千t-CO<sub>2</sub></b>
2030年 目標値	46%減 <b>71.2千t-CO<sub>2</sub></b>



# 2 豊かな自然環境が守られています

特別名勝 天橋立を含む「丹後天橋立大江山国定公園」のほか、生活や産業を支え、豊かな恵みをもたらす自然環境を次代へ継承するため、山、里、海の自然を守るとともに、人の営みと自然環境の調和を図ります。



## 海洋環境の保全

- 天橋立の内海である阿蘇海の環境を改善していく取組を関係機関・団体等と推進するとともに、水洗化率の向上など水質改善に向けた取組を進めます。
- 海岸に漂着するプラスチックなどの清掃活動を促進し、美しい海岸の維持に向け、河川の流域自治体と連携した取組を推進します。

### 重要業績評価指標(KPI) /

項目 (抜粋)	海の水質(COD) 環境基準達成箇所数 (4箇所中)
基準年	平成30(2018)年 <b>2箇所</b>
2030年 目標値	<b>4箇所</b>



# 3 資源循環を基調とした社会に転換しています

ごみの減量化には市民一人ひとりのごみを減らす意識の向上が重要です。また、本市は観光関係事業所から排出される食品残渣など事業系一般廃棄物の割合が近隣市町より多いことも特徴です。

## ごみ発生量の削減

- ごみの減量化には市民一人ひとりのごみを減らす意識の向上が重要です。
- 「食べる量に応じた調理量」「食材の使い切り」「食べ残しゼロ」などの啓発活動を進めていきます。



### 重要業績評価指標(KPI) /

項目 (抜粋)	一人一日当たり ごみ排出量
基準年	平成30(2018)年 <b>972g</b>
2030年 目標値	<b>875g</b>



# 4 良好な生活環境が守られています

騒音・振動等の公害、不法投棄などの様々な環境問題に対し、監視や指導により、良好な生活環境の保全を図るとともに、市民協働(パートナーシップ)により、ごみひとつない美しいまちづくりを推進します。



## 美しいまちづくりの推進

- 宮津市安全で美しいまちづくり条例に基づき、ごみやたばこのポイ捨て削減や不法投棄ゼロに向けた市民や来訪者への意識醸成、啓発活動を推進します。
- 自治会や市民団体、事業所によるまちや公共地の美化活動を支援し、美しいまちづくりを進めます。

### 重要業績評価指標(KPI) /

項目 (抜粋)	不法投棄ごみ 回収件数
基準年	令和元(2019)年 <b>12件</b>
2030年 目標値	可能な限り ゼロに近づける



# 5 一人ひとりが環境の未来を支える担い手として活躍しています

- あらゆる主体が、共創の考え方のもとで、環境保全の取組をすすめることができるよう、環境に関わる情報発信や関係者間の連携・ネットワークの場の提供、地域活動等の自主的な取組への支援など、担い手づくりに取り組みます。

